【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（金融商品仲介業者に関する読替え）

**第十八条の三**　法第六十六条の十五に規定する金融商品仲介業者若しくはその顧客、法第六十六条の二十三に規定する法第六十六条の登録若しくは金融商品仲介業者又は法第六十六条の二十五に規定する金融商品仲介業者について、法の規定を準用する場合における法第六十六条の十五、第六十六条の二十三及び第六十六条の二十五の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第三十八条の二 | 投資助言・代理業又は投資運用業 | 金融商品仲介業（第二条第十一項第四号に掲げる行為を行う業務に限る。） |
| 投資顧問契約、投資一任契約若しくは第二条第八項第十二号イに掲げる契約 | 投資顧問契約又は投資一任契約 |
| 第三十九条第一項及び第三項 | 有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。） | 金融商品仲介行為 |
| 当該有価証券又はデリバティブ取引 | 当該金融商品仲介行為に係る有価証券又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引 |
| 有価証券の売買又はデリバティブ取引 | 有価証券の売買又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引 |
| 有価証券売買取引等につき | 金融商品仲介行為につき |
| この節及び次節 | この条 |
| 第四十条 | 金融商品取引行為 | 金融商品仲介行為 |
| 金融商品取引契約 | 当該金融商品仲介行為に係る金融商品取引契約 |
| 第五十七条 | 第二十九条若しくは第三十三条の二の登録、第三十条第一項の認可又は第三十一条第四項の変更登録 | 第六十六条の登録 |
| 登録申請者又は金融商品取引業者 | 登録申請者 |
| 当該登録申請者又は当該金融商品取引業者 | 当該登録申請者 |
| 第五十一条、第五十一条の二、第五十二条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条、第五十四条又は第五十六条の三 | 第六十六条の二十第一項 |
| 第二十九条若しくは第三十三条の二の登録、第三十条第一項若しくは第三十一条第六項の認可、第三十一条第四項の変更登録、第三十五条第四項の承認若しくは前条第三項若しくは第四項の承認 | 第六十六条の登録 |
| 第三十条の二第一項の規定により条件を付することとしたとき、又は第五十一条、第五十一条の二、第五十二条第一項若しくは第二項、第五十二条の二第一項若しくは第二項、第五十三条、第五十四条、第五十六条の三若しくは前条第二項 | 又は第六十六条の二十 |
| 第六十四条 | 金融商品取引業者等のために次に掲げる行為 | 金融商品仲介業者のために次に掲げる行為（第二号に掲げる行為を除く。） |
| 第二条第八項第一号から第三号まで、第五号、第八号及び第九号 | 第二条第十一項第一号から第三号まで |
| ロ　次に掲げる行為 | ロ　次に掲げる行為（(2)に掲げる行為を除く。） |
| 売買又はその媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理 | 売買の媒介 |
| 前二号に掲げるもののほか、政令で定める行為 | 次に掲げる行為（第一号に掲げる行為を除く。） |
| イ　市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託の媒介 |
| ロ　市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託の勧誘 |
| 第六十四条の三 | 第六十四条第一項各号 | 第六十六条の二十五において準用する第六十四条第一項各号（同項第二号に掲げる行為を除く。） |
| 第六十四条の四 | 第六十四条第一項 | 第六十六条の二十五において準用する第六十四条第一項 |
| 第六十四条第三項第三号イ又はロ | 第六十六条の二十五において準用する第六十四条第三項第三号イ又はロ |
| 第六十四条の五 | 第六十四条の二第一項各号 | 第六十六条の二十五において準用する第六十四条の二第一項各号 |
| 金融商品取引業（登録金融機関にあつては、登録金融機関業務）のうち第六十四条第一項各号に掲げる行為 | 金融商品仲介業のうち第六十六条の二十五において準用する第六十四条第一項各号に掲げる行為（同項第二号に掲げる行為を除く。） |
| 第六十四条の六 | 前条第一項 | 第六十六条の二十五において準用する前条第一項 |
| 解散し、又は金融商品取引業（登録金融機関にあつては、登録金融機関業務）のうち第六十四条第一項各号に掲げる行為を行う業務を廃止 | 死亡し、解散し、又は金融商品仲介業のうち第六十六条の二十五において準用する第六十四条第一項各号に掲げる行為（同項第二号に掲げる行為を除く。）を行う業務を廃止 |
| 第六十四条の七（第二項を除く。） | 第六十四条、第六十四条の二及び前三条 | 第六十六条の二十五において準用する第六十四条、第六十四条の二及び前三条 |
| 第六十四条の九 | 第六十六条の二十五において準用する第六十四条の九 |
| 当該協会に所属する金融商品取引業者等 | 当該協会の協会員を所属金融商品取引業者等（第六十六条の二第一項第四号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。）とする金融商品仲介業者 |
| 前二項 | 第一項 |
| 第一項又は第二項 | 第一項 |
| 第六十四条第五項の規定による登録、第六十四条の四の規定による届出に係る登録の変更、第六十四条の五第一項の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は前条 | 第六十六条の二十五において準用する第六十四条第五項の規定による登録、第六十六条の二十五において準用する第六十四条の四の規定による届出に係る登録の変更、第六十六条の二十五において準用する第六十四条の五第一項の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は第六十六条の二十五において準用する前条 |
| 第一項の規定により登録事務を行う協会に所属する金融商品取引業者等 | 金融商品仲介業者 |
| 第六十四条の五第一項第一号 | 第六十六条の二十五において準用する第六十四条の五第一項第一号 |
| 当該協会が | 協会が |
| 第六十四条の八 | 前条第一項又は第二項 | 第六十六条の二十五において準用する前条第一項 |
| 第六十四条の九 | 第六十四条の七第一項若しくは第二項 | 第六十六条の二十五において準用する第六十四条の七第一項 |
| 第六十四条第三項 | 第六十六条の二十五において準用する第六十四条第三項 |
| 第六十四条の二第一項 | 第六十六条の二十五において準用する第六十四条の二第一項 |
| 第六十四条の七第一項 | 第六十六条の二十五において準用する第六十四条の七第一項 |
| 第六十四条の五第一項 | 第六十六条の二十五において準用する第六十四条の五第一項 |

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（金融商品仲介業者に関する読替え）

**第十八条の三**　法第六十六条の十五に規定する金融商品仲介業者若しくはその顧客、法第六十六条の二十三に規定する法第六十六条の登録若しくは金融商品仲介業者又は法第六十六条の二十五に規定する金融商品仲介業者について、法の規定を準用する場合における法第六十六条の十五、第六十六条の二十三及び第六十六条の二十五の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第三十八条の二 | 投資助言・代理業又は投資運用業 | 金融商品仲介業（第二条第十一項第四号に掲げる行為を行う業務に限る。） |
| 投資顧問契約、投資一任契約若しくは第二条第八項第十二号イに掲げる契約 | 投資顧問契約又は投資一任契約 |
| 第三十九条第一項及び第三項 | 有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。） | 金融商品仲介行為 |
| 当該有価証券又はデリバティブ取引 | 当該金融商品仲介行為に係る有価証券又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引 |
| 有価証券の売買又はデリバティブ取引 | 有価証券の売買又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引 |
| （削除） | （削除） |
| 有価証券売買取引等につき | 金融商品仲介行為につき |
| この節及び次節 | この条 |
| 第四十条 | 金融商品取引行為 | 金融商品仲介行為 |
| 金融商品取引契約 | 当該金融商品仲介行為に係る金融商品取引契約 |
| 第五十七条 | 第二十九条若しくは第三十三条の二の登録、第三十条第一項の認可又は第三十一条第四項の変更登録 | 第六十六条の登録 |
| 登録申請者又は金融商品取引業者 | 登録申請者 |
| 当該登録申請者又は当該金融商品取引業者 | 当該登録申請者 |
| 第五十一条、第五十一条の二、第五十二条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条、第五十四条又は第五十六条の三 | 第六十六条の二十第一項 |
| 第二十九条若しくは第三十三条の二の登録、第三十条第一項若しくは第三十一条第六項の認可、第三十一条第四項の変更登録、第三十五条第四項の承認若しくは前条第三項若しくは第四項の承認 | 第六十六条の登録 |
| 第三十条の二第一項の規定により条件を付することとしたとき、又は第五十一条、第五十一条の二、第五十二条第一項若しくは第二項、第五十二条の二第一項若しくは第二項、第五十三条、第五十四条、第五十六条の三若しくは前条第二項 | 又は第六十六条の二十 |
| 第六十四条 | 金融商品取引業者等のために次に掲げる行為 | 金融商品仲介業者のために次に掲げる行為（第二号に掲げる行為を除く。） |
| 第二条第八項第一号から第三号まで、第五号、第八号及び第九号 | 第二条第十一項第一号から第三号まで |
| ロ　次に掲げる行為 | ロ　次に掲げる行為（(2)に掲げる行為を除く。） |
| 売買又はその媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理 | 売買の媒介 |
| 前二号に掲げるもののほか、政令で定める行為 | 次に掲げる行為（第一号に掲げる行為を除く。） |
| イ　市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託の媒介 |
| ロ　市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託の勧誘 |
| （削除） | （削除） | （削除） |
| 第六十四条の三 | 第六十四条第一項各号 | 第六十六条の二十五において準用する第六十四条第一項各号（同項第二号に掲げる行為を除く。） |
| 第六十四条の四 | 第六十四条第一項 | 第六十六条の二十五において準用する第六十四条第一項 |
| 第六十四条第三項第三号イ又はロ | 第六十六条の二十五において準用する第六十四条第三項第三号イ又はロ |
| 第六十四条の五 | 第六十四条の二第一項各号 | 第六十六条の二十五において準用する第六十四条の二第一項各号 |
| 金融商品取引業（登録金融機関にあつては、登録金融機関業務）のうち第六十四条第一項各号に掲げる行為 | 金融商品仲介業のうち第六十六条の二十五において準用する第六十四条第一項各号に掲げる行為（同項第二号に掲げる行為を除く。） |
| 第六十四条の六 | 前条第一項 | 第六十六条の二十五において準用する前条第一項 |
| 解散し、又は金融商品取引業（登録金融機関にあつては、登録金融機関業務）のうち第六十四条第一項各号に掲げる行為を行う業務を廃止 | 死亡し、解散し、又は金融商品仲介業のうち第六十六条の二十五において準用する第六十四条第一項各号に掲げる行為（同項第二号に掲げる行為を除く。）を行う業務を廃止 |
| 第六十四条の七（第二項を除く。） | 第六十四条、第六十四条の二及び前三条 | 第六十六条の二十五において準用する第六十四条、第六十四条の二及び前三条 |
| 第六十四条の九 | 第六十六条の二十五において準用する第六十四条の九 |
| 当該協会に所属する金融商品取引業者等 | 当該協会の協会員を所属金融商品取引業者等（第六十六条の二第一項第四号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。）とする金融商品仲介業者 |
| 前二項 | 第一項 |
| 第一項又は第二項 | 第一項 |
| 第六十四条第五項の規定による登録、第六十四条の四の規定による届出に係る登録の変更、第六十四条の五第一項の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は前条 | 第六十六条の二十五において準用する第六十四条第五項の規定による登録、第六十六条の二十五において準用する第六十四条の四の規定による届出に係る登録の変更、第六十六条の二十五において準用する第六十四条の五第一項の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は第六十六条の二十五において準用する前条 |
| 第一項の規定により登録事務を行う協会に所属する金融商品取引業者等 | 金融商品仲介業者 |
| 第六十四条の五第一項第一号 | 第六十六条の二十五において準用する第六十四条の五第一項第一号 |
| 当該協会が | 協会が |
| （削除） | （削除） |
| 第六十四条の八 | 前条第一項又は第二項 | 第六十六条の二十五において準用する前条第一項 |
| 第六十四条の九 | 第六十四条の七第一項若しくは第二項 | 第六十六条の二十五において準用する第六十四条の七第一項 |
| 第六十四条第三項 | 第六十六条の二十五において準用する第六十四条第三項 |
| 第六十四条の二第一項 | 第六十六条の二十五において準用する第六十四条の二第一項 |
| 第六十四条の七第一項 | 第六十六条の二十五において準用する第六十四条の七第一項 |
| 第六十四条の五第一項 | 第六十六条の二十五において準用する第六十四条の五第一項 |

（改正前）

（証券仲介業者に関する読替え）

**第十八条の三**　法第六十六条の十四、第六十六条の二十一及び第六十六条の二十三の規定において法第六十六条の十四に規定する証券仲介業者若しくはその顧客、法第六十六条の二十一に規定する法第六十六条の二の登録若しくは証券仲介業者又は法第六十六条の二十三に規定する証券仲介業者について法の規定を準用する場合における法第六十六条の十四、第六十六条の二十一及び第六十六条の二十三の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| （新設） | （新設） | （新設） |
| 第四十二条の二第一項及び第三項 | 有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券の売買その他の取引等」という。） | 証券仲介行為 |
| 当該有価証券又は | 当該証券仲介行為に係る有価証券又は |
| オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | オプション若しくは外国市場証券先物取引 |
| 、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 又は外国市場証券先物取引 |
| この条及び第六十五条の二第六項 | この条 |
| 有価証券の売買その他の取引等につき | 証券仲介行為につき |
| この条及び第五十一条第二項 | この条 |
| 第四十三条 | 有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等 | 証券仲介行為 |
| 第六十二条 | 第二十八条の登録又は第二十九条第一項の認可 | 第六十六条の二の登録 |
| 、登録申請者又は証券会社 | 、登録申請者 |
| 当該登録申請者又は当該証券会社 | 当該登録申請者 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三又は第六十条 | 第六十六条の十八第一項 |
| 第二十八条の登録、第二十九条第一項の認可、第三十条第四項の認可、第三十四条第四項の承認、前条第三項若しくは第四項の承認 | 第六十六条の二の登録 |
| 第二十九条の二第一項の規定により条件を付することとしたとき、又は第五十六条第一項若しくは第二項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三、第六十条若しくは前条第二項 | 又は第六十六条の十八 |
| 第六十四条 | 第二条第八項各号 | 第二条第十一項各号 |
| 有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧誘若しくは有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等 | 前号の行為 |
| 商号及び | 商号、名称又は氏名及び登録申請者が法人であるときは、 |
| 第六十二条第三項 | 第六十六条の二十一において準用する第六十二条第三項 |
| 第六十四条の二 | 第六十二条第一項及び第三項 | 第六十六条の二十一において準用する第六十二条第一項及び第三項 |
| 第六十四条の三 | 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等 | 証券仲介行為 |
| 第六十四条の四 | 第六十四条第一項 | 第六十六条の二十三において準用する第六十四条第一項 |
| 第六十四条第三項第二号イ又はロ | 第六十六条の二十三において準用する第六十四条第三項第二号イ又はロ |
| 第六十四条の五 | 第六十四条の二第一項各号 | 第六十六条の二十三において準用する第六十四条の二第一項各号 |
| 第六十二条第二項及び第三項 | 第六十六条の二十一において準用する第六十二条第二項及び第三項 |
| 第六十四条の六 | 前条第一項 | 第六十六条の二十三において準用する前条第一項 |
| 解散し又は証券業を廃止 | 死亡し、解散し、又は証券仲介業を廃止 |
| 第六十四条の七（第二項を除く。） | 第六十四条、第六十四条の二及び前三条 | 第六十六条の二十三において準用する第六十四条、第六十四条の二及び前三条 |
| 第六十四条の九 | 第六十六条の二十三において準用する第六十四条の九 |
| 当該協会に所属する証券会社（外国証券会社を含む。以下この条において同じ。） | 当該協会の協会員を所属証券会社等（第六十六条の三第一項第四号に規定する所属証券会社等をいう。）とする証券仲介業者 |
| 前二項 | 第一項 |
| 第一項又は第二項 | 第一項 |
| 第六十四条第五項の規定による登録、第六十四条の四の規定による届出に係る登録の変更、第六十四条の五第一項の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は前条 | 第六十六条の二十三において準用する第六十四条第五項の規定による登録、第六十六条の二十三において準用する第六十四条の四の規定による届出に係る登録の変更、第六十六条の二十三において準用する第六十四条の五第一項の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は第六十六条の二十三において準用する前条 |
| 第一項の規定により登録事務を行う協会に所属する証券会社 | 証券仲介業者 |
| 第六十四条の五第一項第一号 | 第六十六条の二十三において準用する第六十四条の五第一項第一号 |
| 当該協会が | 協会が |
| 第六十二条第二項 | 第六十六条の二十一において準用する第六十二条第二項 |
| （新設） | （新設） | （新設） |

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】

（改正後）

（証券仲介業者に関する読替え）

**第十八条の三**　法第六十六条の十四、第六十六条の二十一及び第六十六条の二十三の規定において法第六十六条の十四に規定する証券仲介業者若しくはその顧客、法第六十六条の二十一に規定する法第六十六条の二の登録若しくは証券仲介業者又は法第六十六条の二十三に規定する証券仲介業者について法の規定を準用する場合における法第六十六条の十四、第六十六条の二十一及び第六十六条の二十三の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第四十二条の二第一項及び第三項 | 有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券の売買その他の取引等」という。） | 証券仲介行為 |
| 当該有価証券又は | 当該証券仲介行為に係る有価証券又は |
| オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | オプション若しくは外国市場証券先物取引 |
| 、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 又は外国市場証券先物取引 |
| この条及び第六十五条の二第六項 | この条 |
| 有価証券の売買その他の取引等につき | 証券仲介行為につき |
| この条及び第五十一条第二項 | この条 |
| 第四十三条 | 有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等 | 証券仲介行為 |
| 第六十二条 | 第二十八条の登録又は第二十九条第一項の認可 | 第六十六条の二の登録 |
| 、登録申請者又は証券会社 | 、登録申請者 |
| 当該登録申請者又は当該証券会社 | 当該登録申請者 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三又は第六十条 | 第六十六条の十八第一項 |
| 第二十八条の登録、第二十九条第一項の認可、第三十条第四項の認可、第三十四条第四項の承認、前条第三項若しくは第四項の承認 | 第六十六条の二の登録 |
| 第二十九条の二第一項の規定により条件を付することとしたとき、又は第五十六条第一項若しくは第二項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三、第六十条若しくは前条第二項 | 又は第六十六条の十八 |
| 第六十四条 | 第二条第八項各号 | 第二条第十一項各号 |
| 有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧誘若しくは有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等 | 前号の行為 |
| 商号及び | 商号、名称又は氏名及び登録申請者が法人であるときは、 |
| 第六十二条第三項 | 第六十六条の二十一において準用する第六十二条第三項 |
| 第六十四条の二 | （削除） | （削除） |
| 第六十二条第一項及び第三項 | 第六十六条の二十一において準用する第六十二条第一項及び第三項 |
| 第六十四条の三 | 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等 | 証券仲介行為 |
| 第六十四条の四 | 第六十四条第一項 | 第六十六条の二十三において準用する第六十四条第一項 |
| 第六十四条第三項第二号イ又はロ | 第六十六条の二十三において準用する第六十四条第三項第二号イ又はロ |
| 第六十四条の五 | 第六十四条の二第一項各号 | 第六十六条の二十三において準用する第六十四条の二第一項各号 |
| 第六十二条第二項及び第三項 | 第六十六条の二十一において準用する第六十二条第二項及び第三項 |
| 第六十四条の六 | 前条第一項 | 第六十六条の二十三において準用する前条第一項 |
| 解散し又は証券業を廃止 | 死亡し、解散し、又は証券仲介業を廃止 |
| 第六十四条の七（第二項を除く。） | 第六十四条、第六十四条の二及び前三条 | 第六十六条の二十三において準用する第六十四条、第六十四条の二及び前三条 |
| 第六十四条の九 | 第六十六条の二十三において準用する第六十四条の九 |
| 当該協会に所属する証券会社（外国証券会社を含む。以下この条において同じ。） | 当該協会の協会員を所属証券会社等（第六十六条の三第一項第四号に規定する所属証券会社等をいう。）とする証券仲介業者 |
| 前二項 | 第一項 |
| 第一項又は第二項 | 第一項 |
| 第六十四条第五項の規定による登録、第六十四条の四の規定による届出に係る登録の変更、第六十四条の五第一項の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は前条 | 第六十六条の二十三において準用する第六十四条第五項の規定による登録、第六十六条の二十三において準用する第六十四条の四の規定による届出に係る登録の変更、第六十六条の二十三において準用する第六十四条の五第一項の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は第六十六条の二十三において準用する前条 |
| 第一項の規定により登録事務を行う協会に所属する証券会社 | 証券仲介業者 |
| 第六十四条の五第一項第一号 | 第六十六条の二十三において準用する第六十四条の五第一項第一号 |
| 当該協会が | 協会が |
| 第六十二条第二項 | 第六十六条の二十一において準用する第六十二条第二項 |

（改正前）

（証券仲介業者に関する読替え）

**第十八条の三**　法第六十六条の十四、第六十六条の二十一及び第六十六条の二十三の規定において法第六十六条の十四に規定する証券仲介業者若しくはその顧客、法第六十六条の二十一に規定する法第六十六条の二の登録若しくは証券仲介業者又は法第六十六条の二十三に規定する証券仲介業者について法の規定を準用する場合における法第六十六条の十四、第六十六条の二十一及び第六十六条の二十三の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第四十二条の二第一項及び第三項 | 有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券の売買その他の取引等」という。） | 証券仲介行為 |
| 当該有価証券又は | 当該証券仲介行為に係る有価証券又は |
| オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | オプション若しくは外国市場証券先物取引 |
| 、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 又は外国市場証券先物取引 |
| この条及び第六十五条の二第六項 | この条 |
| 有価証券の売買その他の取引等につき | 証券仲介行為につき |
| この条及び第五十一条第二項 | この条 |
| 第四十三条 | 有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等 | 証券仲介行為 |
| 第六十二条 | 第二十八条の登録又は第二十九条第一項の認可 | 第六十六条の二の登録 |
| 、登録申請者又は証券会社 | 、登録申請者 |
| 当該登録申請者又は当該証券会社 | 当該登録申請者 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三又は第六十条 | 第六十六条の十八第一項 |
| 第二十八条の登録、第二十九条第一項の認可、第三十条第四項の認可、第三十四条第四項の承認、前条第三項若しくは第四項の承認 | 第六十六条の二の登録 |
| 第二十九条の二第一項の規定により条件を付することとしたとき、又は第五十六条第一項若しくは第二項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三、第六十条若しくは前条第二項 | 又は第六十六条の十八 |
| 第六十四条 | 第二条第八項各号 | 第二条第十一項各号 |
| 有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧誘若しくは有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等 | 前号の行為 |
| 商号及び | 商号、名称又は氏名及び登録申請者が法人であるときは、 |
| 第六十二条第三項 | 第六十六条の二十一において準用する第六十二条第三項 |
| 第六十四条の二 | 第六十四条の五第一項 | 第六十四条の五第一項（第六十六条の二十三において準用する場合を含む。） |
| 第六十二条第一項及び第三項 | 第六十六条の二十一において準用する第六十二条第一項及び第三項 |
| 第六十四条の三 | 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等 | 証券仲介行為 |
| 第六十四条の四 | 第六十四条第一項 | 第六十六条の二十三において準用する第六十四条第一項 |
| 第六十四条第三項第二号イ又はロ | 第六十六条の二十三において準用する第六十四条第三項第二号イ又はロ |
| 第六十四条の五 | 第六十四条の二第一項各号 | 第六十六条の二十三において準用する第六十四条の二第一項各号 |
| 第六十二条第二項及び第三項 | 第六十六条の二十一において準用する第六十二条第二項及び第三項 |
| 第六十四条の六 | 前条第一項 | 第六十六条の二十三において準用する前条第一項 |
| 解散し又は証券業を廃止 | 死亡し、解散し、又は証券仲介業を廃止 |
| 第六十四条の七（第二項を除く。） | 第六十四条、第六十四条の二及び前三条 | 第六十六条の二十三において準用する第六十四条、第六十四条の二及び前三条 |
| 第六十四条の九 | 第六十六条の二十三において準用する第六十四条の九 |
| 当該協会に所属する証券会社（外国証券会社を含む。以下この条において同じ。） | 当該協会の協会員を所属証券会社等（第六十六条の三第一項第四号に規定する所属証券会社等をいう。）とする証券仲介業者 |
| 前二項 | 第一項 |
| 第一項又は第二項 | 第一項 |
| 第六十四条第五項の規定による登録、第六十四条の四の規定による届出に係る登録の変更、第六十四条の五第一項の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は前条 | 第六十六条の二十三において準用する第六十四条第五項の規定による登録、第六十六条の二十三において準用する第六十四条の四の規定による届出に係る登録の変更、第六十六条の二十三において準用する第六十四条の五第一項の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は第六十六条の二十三において準用する前条 |
| 第一項の規定により登録事務を行う協会に所属する証券会社 | 証券仲介業者 |
| 第六十四条の五第一項第一号 | 第六十六条の二十三において準用する第六十四条の五第一項第一号 |
| 当該協会が | 協会が |
| 第六十二条第二項 | 第六十六条の二十一において準用する第六十二条第二項 |

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】

（改正後）

（証券仲介業者に関する読替え）

**第十八条の三**　法第六十六条の十四、第六十六条の二十一及び第六十六条の二十三の規定において法第六十六条の十四に規定する証券仲介業者若しくはその顧客、法第六十六条の二十一に規定する法第六十六条の二の登録若しくは証券仲介業者又は法第六十六条の二十三に規定する証券仲介業者について法の規定を準用する場合における法第六十六条の十四、第六十六条の二十一及び第六十六条の二十三の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第四十二条の二第一項及び第三項 | 有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券の売買その他の取引等」という。） | 証券仲介行為 |
| 当該有価証券又は | 当該証券仲介行為に係る有価証券又は |
| オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | オプション若しくは外国市場証券先物取引 |
| 、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 又は外国市場証券先物取引 |
| この条及び第六十五条の二第六項 | この条 |
| 有価証券の売買その他の取引等につき | 証券仲介行為につき |
| この条及び第五十一条第二項 | この条 |
| 第四十三条 | 有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等 | 証券仲介行為 |
| 第六十二条 | 第二十八条の登録又は第二十九条第一項の認可 | 第六十六条の二の登録 |
| 、登録申請者又は証券会社 | 、登録申請者 |
| 当該登録申請者又は当該証券会社 | 当該登録申請者 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三又は第六十条 | 第六十六条の十八第一項 |
| 第二十八条の登録、第二十九条第一項の認可、第三十条第四項の認可、第三十四条第四項の承認、前条第三項若しくは第四項の承認 | 第六十六条の二の登録 |
| 第二十九条の二第一項の規定により条件を付することとしたとき、又は第五十六条第一項若しくは第二項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三、第六十条若しくは前条第二項 | 又は第六十六条の十八 |
| 第六十四条 | 第二条第八項各号 | 第二条第十一項各号 |
| 有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧誘若しくは有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等 | 前号の行為 |
| 商号及び | 商号、名称又は氏名及び登録申請者が法人であるときは、 |
| 第六十二条第三項 | 第六十六条の二十一において準用する第六十二条第三項 |
| 第六十四条の二 | 第六十四条の五第一項 | 第六十四条の五第一項（第六十六条の二十三において準用する場合を含む。） |
| 第六十二条第一項及び第三項 | 第六十六条の二十一において準用する第六十二条第一項及び第三項 |
| 第六十四条の三 | 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等 | 証券仲介行為 |
| 第六十四条の四 | 第六十四条第一項 | 第六十六条の二十三において準用する第六十四条第一項 |
| 第六十四条第三項第二号イ又はロ | 第六十六条の二十三において準用する第六十四条第三項第二号イ又はロ |
| 第六十四条の五 | 第六十四条の二第一項各号 | 第六十六条の二十三において準用する第六十四条の二第一項各号 |
| 第六十二条第二項及び第三項 | 第六十六条の二十一において準用する第六十二条第二項及び第三項 |
| 第六十四条の六 | 前条第一項 | 第六十六条の二十三において準用する前条第一項 |
| 解散し又は証券業を廃止 | 死亡し、解散し、又は証券仲介業を廃止 |
| 第六十四条の七（第二項を除く。） | 第六十四条、第六十四条の二及び前三条 | 第六十六条の二十三において準用する第六十四条、第六十四条の二及び前三条 |
| 第六十四条の九 | 第六十六条の二十三において準用する第六十四条の九 |
| 当該協会に所属する証券会社（外国証券会社を含む。以下この条において同じ。） | 当該協会の協会員を所属証券会社等（第六十六条の三第一項第四号に規定する所属証券会社等をいう。）とする証券仲介業者 |
| 前二項 | 第一項 |
| 第一項又は第二項 | 第一項 |
| 第六十四条第五項の規定による登録、第六十四条の四の規定による届出に係る登録の変更、第六十四条の五第一項の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は前条 | 第六十六条の二十三において準用する第六十四条第五項の規定による登録、第六十六条の二十三において準用する第六十四条の四の規定による届出に係る登録の変更、第六十六条の二十三において準用する第六十四条の五第一項の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は第六十六条の二十三において準用する前条 |
| 第一項の規定により登録事務を行う協会に所属する証券会社 | 証券仲介業者 |
| 第六十四条の五第一項第一号 | 第六十六条の二十三において準用する第六十四条の五第一項第一号 |
| 当該協会が | 協会が |
| 第六十二条第二項 | 第六十六条の二十一において準用する第六十二条第二項 |

（改正前）

（新設）